総務民生委員会会議録

- 1. 日 時 平成29年12月1日(金曜日) 午前9時45分~午前12時05分
- 2. 場 所 委員会室
- 3. 出席委員 戎 屋 昭 彦 委 員 長 猶 野 智 和 副委員長 竹 岡 昌 治 委 員 安富 法 明 委 員 山 中 佳 子 委 員 三 好 睦 子 委 員 髙 木 法 生 委 員 末 永 義 美 委 員 荒山光広議 長
- 4. 出席した事務局職員

線 谷 敦 朗 議会事務局長 大 塚 享 議会事務 長 維 篠 田 真 理 議会事務 局主任

5. 説明のため出席した者の職氏名

波佐間 篠田洋 司 副 市長 敏 上下水道事業管理者 市長公室長 田 辺 石 田 淳 司 剛 総務部長 大 野 市民福祉部長 義 昭 杉 原 功 上下水道局長 内藤 賢 治 地域福祉課長 河 村 充 展 高齢福祉課長 三 戸 昌 子 上下水道局次長 安村芳 武 病院事業局管理部長 佐々木 昭 治 総 務 課 長 竹内正夫財政課長 中嶋 一彦市民課長 健 二 施設課長 出 田 古 屋 壮 之 経営管理課長 池 田 正義 税務課長

6. 会議の次第は次のとおりである。

午前9時45分閉会

- **〇委員長(戎屋昭彦君)** ただいまより、総務民生委員会を開会いたします。 議長、報告事項等ございましたらお願いいたします。
- 〇議長(荒山光広君) ありません。
- ○委員長(戎屋昭彦君) それでは、さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました市長提出議案15件につきまして、審査いたしたいと思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。安富委員。
- **〇委員(安富法明君)** ただ今机上に、美祢市病院等事業会計債権管理マニュアルを配付いただいております。

で、これは先の本会議において、議案第98号について、竹岡議員から質疑がございまして、この債権管理条例の中に、病院事業が含まれていないことについての御質問がございました。

で、このことについて、条例化はしなくても、いずれかの条例を受けて、要綱等で規定をしマニュアルをつくっているので、十分に条例化しなくても管理ができますよというふうに受け取りました。

ただ、条例化することについての異議っていうのは、ほかにもあるというふうに思いますし、議案第98号についての質疑の後にですね、この辺の整合性について、その他の要綱等の資料等もありましたら提出をいただきながら、十分な説明をしていただけたらというふうに思っておりますが、委員長いかがでしょうか。お取り計らいをよろしくお願いします。

○委員長(戎屋昭彦君) それでは今、安冨委員のほうから資料請求と併せて、整合性のお話がございましたので、のちほど98号の議案の審査の過程の中で、資料配付等、その他の整合性について、一緒に説明をしていただきたいと思いますので、よろしく執行部のほう、お願いしたいと思います。

最初に、議案第96号美祢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より、説明を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長(佐々木昭治君) それでは、議案第96号美祢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを御説明いたします。議案書は、96-1ページをお開き願います。

また、参考資料は1ページから2ページにかけて、美祢市職員の勤務時間、休暇等

に関する条例新旧対照表を掲載しております。

本改正は、児童福祉法の一部改正に伴い、美祢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものであります。

具体的には、児童福祉法第6条の4の条文が改正され、第6条の4第2号において、厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育すること、及び養子縁組によって養親となることを希望する者のうち、都道府県知事が作成する養子縁組里親名簿に登録されたものを養子縁組里親という、と。養子縁組里親が規定されたことから、それを引用しております条文を、改正するものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

説明は以上です。

- **〇委員長(戎屋昭彦君)** 説明が終わりました。本案に対する、質疑はございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- **〇委員長(戎屋昭彦君)** 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇委員長(戎屋昭彦君) それでは、これより、議案第96号を採決いたします。本案 について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(戎屋昭彦君) 全員異議なしと認めます。よって、議案第96号は原案のと おり可決されました。

次に、議案第97号美祢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より、説明を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長(佐々木昭治君) それでは、議案第97号美祢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを御説明いたします。議案書は、97-1ページ、97-2ページに掲載しております。

また、参考資料は、3ページから5ページにかけて、美祢市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表を掲載しております。

本議案は、地方公務員法の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、美祢市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、非常勤職員の子が1歳6カ月に達する日に、非常勤職員又は非常勤

職員の配偶者が育児休業を取得している場合、あるいは、1歳6カ月に達した後も育児休業が特に必要と認められる場合は、改めて、子が2歳に達する日まで育児休業を取得できるようにするものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。 説明は以上です。

- **〇委員長(戎屋昭彦君)** 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。 はい、三好委員。
- ○委員(三好睦子君) お尋ねいたします。支給額の件ですけれど、子どもが1歳のときはいくらで、また、延長が1歳6カ月になった場合と、再延長の2歳のときで、育児休業給付金の支給額が違うのでしょうか。

それと、何パーセントなのか、お尋ねいたします。

- **○委員長(戎屋昭彦君)** 育児休業ですが……。三好委員、今パーセント──育児休業 は今こうやったふうに1歳6カ月を経て延長する場合ということで、休業補償の件で ございますが……。
- **〇委員(三好睦子君)** 育児休業を取ったときの、支給額というのがあるのではありませんか。(発言する者あり)
- ○委員長(戎屋昭彦君) 育児休業を取ったときの、要するに、休業補償っていうか、 その費用の件――収入の件でございますか。
- ○委員(三好睦子君) そうです。支給額でしょう、これ。休業に対する。
- ○委員長(戎屋昭彦君) 違いま……。
- **○委員(三好睦子君)** 今1歳ですけれど、1歳6カ月、2歳と延長されましたが―― されるということ――ことなんですが、それに関して休業手当は変わるのか、変わらないのかをお尋ねします。(発言する者あり)
- ○委員長(戎屋昭彦君) 違います。この条例改正は、あくまでも育児休業を1歳6カ 月、また、次に延長する場合の方に対して、休業を取ることできますよという条例の 改正でございますから、補償の件ではないと思います。
- ○委員(三好睦子君) その他でお尋ねいたします。
- ○委員長(戎屋昭彦君) はい。その他質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○委員長(戎屋昭彦君) 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はござ

いませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇委員長(戎屋昭彦君) それでは、これより、議案第97号を採決いたします。本案 について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇委員長(戎屋昭彦君) 全員異議なしと認めます。よって、議案第97号は原案のと おり可決されました。

それではここで、先ほどの資料請求の配付をしていただきたいと思いますので、暫 時休憩とりたいと思います。

午前9時57分休憩

.....

午前10時20分再開

○委員長(戎屋昭彦君) 休憩前に続き、委員会を開きます。

次に、議案第98号美祢市債権管理条例の制定についてを議題といたします。執行 部より、説明を求めます。竹内財政課長。

○財政課長(竹内正夫君) 続きまして、議案第98号の美祢市債権管理条例の制定に ついて、御説明いたします。議案書の98-1ページをお開き願います。

本市の所有する債権は、市税や保険税をはじめ、保育料、手数料、使用料、貸付金の返還等、多岐にわたっております。

市の債権はいずれも本市にとって貴重な財源であり、これらを徴収し適正に管理することは、市民の負担の公平性の確保と円滑な財政運営にとって必要不可欠でございます。

しかしながら、滞納処分等の債権管理の根拠となる法令が、債権の種類によって異なっております。効果的、効率的な事務を進める上で大きな妨げとなっております。

そこで、美祢市債権管理条例を制定し、債権管理の手続きや処分の基準を明確にし、 整理することにより、債権管理の一層の適正化を図り、もって公正かつ健全な財政運 営に資するため、条例を制定するものであります。

なお、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

この条例につきましては、今後、その施行までに債権管理のマニュアル、これにつきましても整備いたしまして、4月1日から万全な体制で債権管理が臨めるように、

事務を進めていくこととしております。

なお、対象とする債権につきましては、病院事業会計が管理する債権を除く全債権 でございます。病院事業分を除いたのは、病院事業会計の債権については、条例、規 則、マニュアルの整備が整っており、すでに適正な債権管理の体制が整っていると判 断したためでございます。ここのことについて、もうちょっと詳しく御説明させてい ただきたいと思います。

なお、このたび提出いたします美祢市債権管理条例については、中身につきましては、自治法施行令と同じ債権管理の内容がたくさん入っております。当然、上位法の地方自治法や地方自治法施行令の債権管理の規定は、適応されるものでございますけども、条例化することによりまして、債権管理の一連の流れが理解しやすく、まとまりがあるものになると考えまして、条例化しております。

その中で、唯一自治法でありますとか、施行令に入っていないものが、債権の放棄 という条項でございます。この債権放棄の条項につきましては、先ほど申しました病 院事業会計のほうにつきましては、病院の使用料手数料条例のほうで、債権管理の条 項がございます。

で、このたび提出いたします美祢市債権管理条例の債権放棄の内容と、ほぼほぼ同じでありますし、先ほど申しましたとおり、その後の債権管理の手続き、マニュアルがしっかりしているということで、判断したものでございます。

なお、この条例制定にあたりましては美祢市税等交付金滞納整理対策協議会のワーキンググループといたしまして、平成27年度から過去6回にわたり検討を重ねてまいりました。その中に、当然、病院事業の担当者、水道事業の担当者も一緒にワーキンググループに入っていただきまして、この2つの会計の債権について、取り扱いをどうするかと協議を重ねてまいりましたが、最終的には水道については、債権放棄の条項が条例化されていないこと、病院については、しっかりしたものがあるということで、こういったかたちになったわけでございます。

私のほうからは、説明は以上でございます。

- 〇委員長(戎屋昭彦君) はい、篠田副市長。
- **〇副市長(篠田洋司君)** さきの本会議において、私のほうから竹岡議員の質問に対して、お答えしてますので、若干、美祢市債権管理条例の中に病院事業を含めてない理由について、再度、補足説明をさせていただきたいと思います。

まず、経緯でございます。病院の債権管理に関しましては、監査の際に監査委員さんともキャッチボールしながら事務手続き等の整備を進めたところでございます。

先ほど、竹内課長が説明しましたように、病院の債権管理に関しては、病院等債権 管理事務処理要綱、そして債権管理マニュアルに基づき管理し、債権放棄に関しまし ては、病院等使用料手数料条例に基づき事務処理を行っているところでございます。

これまでの規定整備に関しては、まず、自治体病院の債権は行政実例から、過去は地方自治法236条の規定により時効5年とし債権放棄、または、不納欠損処理を行ってきたところでございますけど、本会議でも説明しましたように、松戸市民病院判決っていうのが、平成17年7月29日にあったわけでございますけど、その際民間病院と公立病院の債権に関して、差異はないということで、民法の消滅時効の規定に服するという司法判断から、債権放棄が困難となったところでございます。

債権回収困難な未収金を抱えることは財務諸表上、流動比率など正しい指標とは言えないということもありましたので、債権放棄に関して条例化するとともに、このとき、特に言われましたのが、職員を守る意味からも適正な債権管理を行うため、債権管理マニュアルを定めるよう監査からも指摘があり、病院も積極的に債権管理マニュアルについて定めたところでございます。

その後、債権管理マニュアルを体系的に整理した要綱の整備と滞納者に対する法的 措置の手続きが必要との指摘もありましたことから、病院等事業会計債権管理事務処 理要綱を定めるとともに、債権管理マニュアルの改定も行ってきたところでございま す。これが、今までに経緯でございます。

で、今回、美祢市債権管理条例に病院事業を含めてない理由でございます。病院の 債権は水道料、MYT使用料などと、性質が異なる点が多いということでございます。

一番目として、診療費の7割から9割は国保、社保、健康保険組合など、保険者からの負担で、残りは患者の負担でございます。そのため、病院の債権管理事務処理要綱、マニュアルには、健康保険の加入状況など、患者の状況の把握を義務付けているところでございます。

つまり、他の債権と異なるのは、事前に滞納とならないシステムをしっかりつくる べきということと、それと2番目、入院患者については、保証人への納付指導を要綱、 マニュアルで定める点、そして、また支払困難者に対しては、支払相談を義務付けて る点、そして今回、先ほど竹内課長が説明しましたように、債権管理事務処理要綱と

病院の債権管理マニュアルを体系的に整理しておりますので、十分この要綱、また、マニュアルで他の債権とは異なる、大きく違う点もありますことから、債権管理条例に、今回、病院は含めていないということとしております。

以上でございます。

- **〇委員長(戎屋昭彦君)** 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。 はい、竹岡委員。
- ○委員(竹岡昌治君) もう1点お尋ねしたいと思います。今、副市長の説明によりますと、病院のほうの債権管理マニュアルには、債権のほうでいうと不納欠損の事務手続き等、完備されているから、この条例に入れる必要はないんじゃないかと、こういうことも言われたと思うんですが、間違いないですかいね。
- 〇委員長(戎屋昭彦君) 篠田副市長。
- **○副市長(篠田洋司君)** 債権放棄については、病院等使用料手数料条例の第6条に、 もうすでに規定しておりますので。で、またこの条例、また要綱を十分マニュアルに 盛り込んでるということでございます。

以上でございます。

- 〇委員長(戎屋昭彦君) はい、竹岡委員。
- ○委員(竹岡昌治君) それでは、今配っていただきました水道のほうを、ちょっと見させていただきましたが、やっぱきちんと不納欠損、あるいはどうするかということが、みな網羅されてますよね。それで、片方は使用条例にあるからと、こういうことなんですね。

で、課長がおっしゃったのは、何かほかのところは、病院はきちんとしちょるけど、 ほかのところが云々かんぬんとおっしゃったんですが、規定によると、ほかのところ は、全くうまくやってないというような言い方になると思うんですね。

で、特に国保の問題、税収の場合は分母が太いんですよね。まあ例えば30億なら30億とか、ところが国保の場合はそんなにないでしょう。一桁小さいんですよね。ですが、不納欠損については、過去、国保も結構多いんですね。で、そうすると、そうした他の会計は、国保についてもマニュアルがないということなんですか。だから、そういう事態が起きたというふうに聞き取れるんですがね。課長どうなんですかね。

- **〇委員長(戎屋昭彦君)** 竹内財政課長。
- **〇財政課長(竹内正夫君)** 竹岡委員の御質問にお答えしたいと思いますが、このたび

の美祢市の債権管理条例の主なところは、強制徴収公債権部分ではなくて、私債権と 非徴収公債権の取り扱いについてですね、一番庁内の中でも、対応がまちまちだった というところがございますので、そこについて、きっちりと規定して、債権管理を進 めたいというのが本心でございます。

以上です。

- 〇委員長(戎屋昭彦君) はい、竹岡委員。
- **〇委員(竹岡昌治君)** そうすると、水道の使用料っていうのは私債権ということで、 この条例を上下水道局も入れたと、こういう理解でいいんですか。
- 〇委員長(戎屋昭彦君) 竹内財政課長。
- **○財政課長(竹内正夫君)** そのとおりでございまして――そのとおりでございます。 以上です。
- 〇委員長(戎屋昭彦君) はい、竹岡委員。
- ○委員(竹岡昌治君) そうすると、もう一つ前の国保の件、これについては担当、今来ちょってかいね。どれぐらいの、過去10年間で徴収すべき料金に対して、不納欠損がどの程度あったのか、パーセントだけでもいいから言うてみてください。
- 〇委員長(戎屋昭彦君) 中嶋市民課長。
- 〇市民課長(中嶋一彦君) ただいまの竹岡委員の御質問にお答えいたします。 本日は詳しい資料、手元にありませんので、また、後日提出したいと思います。 以上です。
- ○委員長(戎屋昭彦君) はい、竹岡委員。
- ○委員(竹岡昌治君) 後日もろうたって、今の議論にはならんのですが。

要は、私がこのまあ例えば今回の条例の目的、確かに債権管理の適正化、それから 市民負担の公平性、それから市財政の健全化ということが書いてあるんですね。まっ、 このとおりだと思うんです。

ですが、この条例の中を、ちょっと見させていただきますと、今課長が言われたように私債権にも触れてると、これは当然だと思うんです。ですが、どうしても4条のところ、私はやっぱしこの条例が一番の基になると思うんですね。で、こっから病院もあり、それから下水道もあり、それから、各課にまたがっていくんだろうと思うんです。マニュアル違反と条例違反とは、どっちが重たいんですか。誰か答えてください。

- 〇委員長(戎屋昭彦君) 竹内財政課長。
- ○財政課長(竹内正夫君) 先ほどの病院事業会計の債権を外したときの理由ということで申しましたが、病院事業会計のとこにつきましては、使用料手数料条例──病院のほうのですね、そちらの第6条のほうで規定が──債権放棄の規定がされておりますし、ほかの債権管理については、病院事業会計のほうにつきましても、自治法の施行例でありますとか、自治法上の債権管理、内容そのまま書いてあるという状況でございましたので、事実上、条例は一本化されないんですが、考え方としては、どちらも条例で管理されているというふうに考えております。
- 〇委員長(戎屋昭彦君) はい、竹岡委員。
- ○委員(竹岡昌治君) そうしますと、課長にお尋ねしたいんですが、地方財政法、ここの4条の2項には、どう書いてあるんですか。あるいは8条。今おっしゃるように、ここで条例化してるから云々かんぬんって言うてなら、地方財政法とか地方自治法の中にきちんと書かれてますよね。でしょう。ですから、その辺は私は詭弁だと思うんですね。あのう、やはり債権管理条例ならば全部を網羅しとって、その下にいろんな各会計の分を、マニュアルを当然つくっていくべきだというふうに思うんですが。まあこれ以上やっても合わないと思うんですね。

だから、私はこれについては、見直すべきだということしか、もう、ないと思うんですよね。いくらやっても平行線だろうと思うんです。議論しても。だったら、先ほど申し上げたように、地方財政法だとか地方自治法に、ちゃんともう書かれてるわけですから。それでいいんじゃないですか。

だけど、それではやれんから、ちゃんとした債権管理条例をつくって、その下に債権管理マニュアルをやって、各課がきちんとやろうと、こういうことじゃないんかいね。その辺がちょっとあれですが……。

- **〇委員長(戎屋昭彦君)** 今の竹岡委員の質問に対して、お答えがもしございましたら。 (発言する者あり) 答えはいいですか。安冨委員。
- ○委員(安富法明君) 今の質疑なんですが、最初にも申し上げましたように、その、それぞれのその条例等に――竹岡委員が言われるように、自治法なり地方財政法があって、それを受けて必要なところを条例化して、その下にマニュアルをつくってっていうようなのは聞いてて、恐らくほかの委員さんも、全くそのとおりだろうなというふうに思うわけですよね。

で、その辺のところを将来的に、将来的にですよ、執行部として、全体をもう一度 見直しますよというふうなお考えっていうのは――整理していくよっていうふうなお 考えはないのか、いやそうは言われても、これで十分管理できますというふうなお考 えなのかっていうところだろうというふうに思うんですが、どうなんでしょうね。

- ○委員長(戎屋昭彦君) 竹岡委員が、先ほど執行部のほうに説明されて、今安冨委員も同じようなところっていうか、質問に対して、今言われましたけど、やはりそのあたり、先ほど執行部のほうから竹岡委員に対しまして、お答えがございましたらというところで、今安冨委員が述べたような御回答を、もしお考えがございましたら……。はい、安冨委員。
- ○委員(安富法明君) それとですね、今、竹内財政課長の話なんですが、今議題となってることは、ちょっと置いてもですね、答弁の中にありますように、今財政についてですね、基本的に新庁舎の建設等、多くの事業を計画せざるを得ないような状況の中で、財政計画が出てるわけですよね。その財政計画の中に、これらの一連のことについて努力をしながら財政を確保していって、多くの事業をやっていきますよっていうふうなことが、併せて書いてありますよね、当然。

だから、併せてその辺の課長の言われる財政の健全化っていいますか、自治体の歳入の――健全な管理っていいますか、確保っていうふうなことが合わさってきてるわけですから、一番大事なところですよね、この辺がね。今まで、監査委員さんの指摘の中にずっと出てきた滞納処理、あるいは不納欠損処理、だから今副市長が言われた不納欠損処理をやるために条例化するよっていうふうな感じでは、なかなか理解は、委員としてはしにくいなっていうふうなところがありますよね。

ですから適正な、今まで決算の中で、何回も何回も出てきた滞納処理の問題。で、 滞納自体に対する取り組みとか、不納欠損で落とさなくてもいいように処理をする。 で、財源を確保していくっていうことでしょうから、どうもその辺の整合性が、恐ら く委員としては、なかなかその辺のことがはっきりせんと、大丈夫なのかなっていう ふうな意見になるんじゃないかなというふうな感じをもっております。

- 〇委員長(戎屋昭彦君) 篠田副市長。
- **○副市長(篠田洋司君)** ただいまの安冨委員の御質問でございますけど、あくまでもこの不納欠損処理が目的ではございません。先ほど、私が説明したのは不納欠損処理をするには、その前提として、きちんとした手続きをしたうえで、やるべきことをや

って不納欠損処理をするということでの、病院については規程整備をしたということ でございます。

で、先ほど竹岡委員がおっしゃった件でございますけど、確かに、委員のおっしゃるとおりでございますけど、現時点ではもう十分、病院については、この条例、要綱、またマニュアルに基づいてやっておりますので、現時点では入れ込まなくても、これで十分じゃないかという判断をしたまででございます。

- **〇委員長(戎屋昭彦君)** その他、委員の皆様から質疑がございましたら。はい、三好 委員。
- ○委員(三好睦子君) お尋ねします。

どうしても回収できない、行方不明とか死亡とか、また財産放棄とか、財産放棄は 当然負の財産も放棄するようになるんですけど、そういった財産放棄とかで、どうし ても回収できないっていった、そういったので現在対象となるケース等、何年前かと か、そんなのがわかれば教えていただきたいと思います。

- 〇委員長(戎屋昭彦君) 竹内財政課長。
- ○財政課長(竹内正夫君) 現時点では財産放棄に関わるものが、どのぐらいあるかという調査等は、まだ全然着手しておりませんので、現在ではわからないと――わかりません。

以上です。

- ○委員長(戎屋昭彦君) はい、三好委員。
- ○委員(三好睦子君) 申し訳ないんですけど、今この条例するっていう場合ですけど、 今現在の対象の件数とか、何年前かとか、金額とか、わかればいいかなと思って質問 しましたが……。
- ○委員長(戎屋昭彦君) 三好委員、今の御質問に対しましては、これ条例の改定でございまして、今不納欠損とか、いろんな処理については、前回の――6月ですか、あのときもこれだけありました。処理しましたとか。その辺りでのときのですね、質問のほうで、今ここで欠損をいくらって、どう対処するからといって、この規程とマニュアル化に関してどうするかということでございますから、ちょっと、また別の機会で御質問していただけたらというふうに思いますけど。よろしいですか。はい、竹岡委員。
- ○委員(竹岡昌治君) 多分ね、私が国保のこと言うたからと思うんじゃあね。だけど、

私が国保のことを聞いたのは、竹内課長の説明からすると、病院はきちんとしてるよという言い方やったんよ。で、ほかのところは言い方悪いけど、不十分だというような言い方なんよね。だったら、国保の一番不納欠損の比率の高いところに、何かマニュアルがあるんかどうか、それと、どの程度の状況かというのをお尋ねしたんですが、手元にないからということで、議論の今対象には、もうしてません。御理解ください。

- 〇委員長(戎屋昭彦君) はい、三好委員。
- ○委員(三好睦子君) 私が聞いたのは、国保ではありません。国保では、きちんと決まってますから、それについて尋ねたのではなくて、ほかの件でどのぐらいあるのかと聞いたわけで、この条例について、国保で聞いたわけではありません。国保については、税と料で収納期間が決まっておりますので、それについて尋ねたわけではありません。
- ○委員長(戎屋昭彦君) その他、御意見……。篠田副市長。
- ○副市長(篠田洋司君) 先ほど来より竹岡委員の御質問、御指摘の件でございます。 庁内でもいろんな議論があったのは事実でございます。確かに、今のこの状態がベストとは思っておりません。で、今後、我々も引き続き調査しながら、あるべき姿を追い求めるべきだという認識は十分もっておりますので、そのことだけは申し添えさせていただきたいと思います
- ○委員長(戎屋昭彦君) 今、篠田副市長のほうから――先に御意見、はい、安冨委員。
- ○委員(安富法明君) 先ほど申し上げたんですが、市の債権条例に基づいて――債権管理条例に基づいて、それぞれが病院事業会計なら、病院事業会計のマニュアルがありますよと。そのほかにも、これ下水も今頂いたんですが、そういうふうな感じで、よくなっていくことについて、異議は別にございません。

ただ、今言われるように、ひとつの整合性っていいますか、これからも今副市長言われたわけですから、副市長の答弁はこれからも指摘のあった件については、調査、研究をしながら考えていくよっていうことであれば、賛成はしやすいのかなっていうふうに、私は感じました。

○委員長(戎屋昭彦君) 今先ほど来、この債権管理条例の制定ということで、マニュアル等、いろんな整合性をというようなお話が出てまして、今安冨委員がおっしゃられましたように、篠田副市長のほうからも、今これベストのものと思ってませんけど、今後のためにいろんなことについて検討していくことも考えられますということでご

ざいますから、一応、今後そういったことの不備あるというふうになれば、また、いろんなことで改定のお話が、また出てくるかと思いますんで、その辺りでこの件につきましては、質問を閉じたいと思います。その他質疑がございましたら。(発言する者あり)わかりました。ここで、暫時休憩とります。

午前10時48分休憩

.....

午前11時03分再開

- **○委員長(戎屋昭彦君)** 休憩前に続き委員会を開きます。先ほど、いろんな質疑なし ということで私お話しましたけど、特別に竹岡委員ございましたら……。
- ○委員(竹岡昌治君) もう、討論に入ったわけでしょう。ちょっと、執行部のほうに お尋ねをしたいんです。でないと、私の討論が180度変わる場合もありますんで。 一つはですね、私はどうしても、債権管理条例の中に、やはり全庁的に病院というの は入れるべきだと、これはそう思っております。

したがって、一番大事なのは、やはりここの条例にもあるように、債権は何なのか。ですから、本会議場でも初日に質問を申し上げたように、まず担当職員の皆さんの研修とか教育だとか、そういうもの。それからどういう手順で債権回収やるんかとか、これは恐らく条例に織り込む必要はないと思います。マニュアルでいいと思うんですね。

で、マニュアルを――今、僕は国保を例えて言うたんですけど、これは、また税ですから、また違うかたちであろうと思うんですね、上位法がみな。ですが、やはりマニュアルはきちんとしておく必要があるだろうと、いわゆる全課において。そうしますとね、先ほど私も申し上げたんですが、条例の違反とマニュアル違反と、どっちが重たいですかって聞いても、お答えいただけなかったんですよ。だから、執行部は極めて都合の悪いことは、もう返事しないという気持ちだろうと思って、私も質疑やめたんですが。あのう、どうしても、これを見直していただきたいと思うんですけど、それから、マニュアルをきちんと完備していただきたい。このことが今後ですね、本当に取り入れていただけるならば賛成したいと思ってるし、それから、そうはいっても、このままどうしてもやりますよとおっしゃるならば、私は少なくとも執行部の考えとは異なりますんで、反対を申し上げなくちゃいけない。

その辺の御答弁をもう1回、ちゃんとしたお聞かせをいただきたいと思うんですね。

そのうえで、討論をきちんとしたいと、委員長、思うわけでありますが、お答えがいただけるかどうか、討論の時間——質疑を打ち切られたんで、よろしくひとつ。

- **〇委員長(戎屋昭彦君)** 今、竹岡委員のほうから質疑がございましたけど、その件に 関しまして執行部のほうからお答えがございましたら……。篠田副市長。
- **〇副市長(篠田洋司君)** ただいまの竹岡委員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、済みません。先ほど条例等、マニュアル、どちらが大事なのかということで、 こちらのほうが回答がなかったことをお詫びいたしたいと思います。条例でございま す。

で、先ほどの見直しの件でございます。それは、先ほど申し上げましたので、十分 見直しを図っていきたい、どうがあるべき姿かっていうのは追い求めていきたい。ま あ債権というのは、広義で解釈すれば、自治体の財産でございます。これを安易に放 棄することのないよう、きちんとしたマニュアルの整備も、今指示しているところで ございます。

今後、この条例の見直しと併せて、しっかりとマニュアルを、この委員会でも御提示しながら、また、こちらのほうも条例整備等に向けて、事務を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

- ○委員長(戎屋昭彦君) よろしゅうございますか。
- ○委員(竹岡昌治君) はい。
- ○委員長(戎屋昭彦君) それでは、本案に対する御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(戎屋昭彦君) それでは、これより、議案第98号を採決いたします。本案 について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- **〇委員長(戎屋昭彦君)** 全員異議なしと認めます。よって、議案第98号は、原案のとおり可決されました。
- ○委員長(戎屋昭彦君) 次に、議案第99号美祢市企業立地促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正ついてを議題といたします。執行部より、説明を求めます。池田税務課長。
- ○税務課長(池田正義君) 議案第99号美祢市企業立地促進のための固定資産税の課

税免除に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

議案99-1ページをお開きください。参考資料は6ページからとなります。

これは、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律、並びにこの法律に関する総務省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、美祢市企業立地促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、法律名が地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に改まり、目的が企業立地の促進から地域経済牽引事業の促進へと変更になったことに伴い、条例中の企業立地促進に関する表記を地域経済牽引事業促進に関する表記に改めるものであります。

次に、これまでは省令で定める業種に属する事業を行う者が対象でございましたが、 業種の縛りは撤廃されたため、地域の特性を生かした承認地域経済牽引事業計画に従って、対象施設を設置した者とするものであります。

また、法律に定める基本計画の同意日に関して、これまでは総務省令に記載された 期日を第2条中に記載し、省令改正の都度、条例の改正を行っておりましたが、総務 省令に記載された期日と定義するものであります。

さらに、99-2ページの附則の第3条になりますが、美祢市過疎地域自立促進特別措置法による固定資産税の課税免除に関する条例におきまして、その第4条に美祢市企業立地促進のための固定資産税の課税免除に関する条例により課税免除の適用となった場合の除外規定があり、題名を改めますことから、附則において、美祢市過疎地域自立促進特別措置法による固定資産税の課税免除に関する条例の改正を行っております。

なお、条例の施行日は公布の日でございます。

以上が条例改正の説明でございましたが、法律改正による制度の変更点を大まかに 説明させていただきますと、3つございまして、1つ目が対象地域が市内全域に拡大 されたこと、2つ目が対象業種が製造業のみならずサービス業等の非製造業に拡大されました。で、最後に3つ目が、農林水産業――あっ、農林漁業ですね、済みません。 その関連業種を含みますが、以外の業種における土地及び建物の最低取得価格が2億円から1億円に下げられたというものでございます。

説明は、以上でございます。

- ○委員長(戎屋昭彦君) 説明が終わりました。本案に対する、質疑はございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- **〇委員長(戎屋昭彦君)** 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇委員長(戎屋昭彦君) それでは、これより、議案第99号を採決いたします。本案 について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇委員長(戎屋昭彦君) 全員異議なしと認めます。よって、議案第99号は原案のと おり可決されました。

次に、議案第100号美祢市保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より、説明を求めます。内藤地域福祉課長。

○地域福祉課長(内藤賢治君) 議案第100号でございます。議案書は100-1ページ、参考資料は9ページでございます。

議案第100号は、美祢市保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、平成30年3月31日をもって、美祢市立嘉万保育園及び美祢市立別府保育園が閉園することに伴い、新たに美祢市立秋芳桂花保育園を設置するため、所要の改正を行うものであります。

保育園の名称につきましては公募を行い、応募のあった中から、秋芳北部地域統合保育所開所準備協議会に諮り、慎重に協議した結果、秋芳桂花保育園となったものでございます。

なお、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。 以上です。

- ○委員長(戎屋昭彦君) 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- **〇委員長(戎屋昭彦君)** 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(戎屋昭彦君) それでは、これより議案第100号を採決いたします。本案

について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇委員長(戎屋昭彦君) 全員異議なしと認めます。よって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第101号美祢市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より、説明を求めます。内藤地域福祉課長。

○地域福祉課長(内藤賢治君) 議案第101号でございます。議案書は101-1ページ、資料は10ページでございます。

議案第101号は、美祢市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、現在、嘉万児童館で実施している児童クラブを平成30年4月に新設する秋芳桂花小学校内に開設することに伴う改正であります。これに伴い嘉万児童クラブを廃止し、新たに秋芳桂花児童クラブを設置するものでございます。

なお、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。 以上です。

- **〇委員長(戎屋昭彦君)** 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○委員長(戎屋昭彦君) 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(戎屋昭彦君) それでは、これより議案第101号を採決いたします。本案 について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇委員長(戎屋昭彦君) 全員異議なしと認めます。よって、議案第101号は原案の とおり可決されました。

次に、議案第102号美祢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より、説明 を求めます。内藤地域福祉課長。

○地域福祉課長(内藤賢治君) 議案第102号でございます。議案書は102-1ページ、資料は11ページでございます。 議案第102号は、美祢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

これは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する政令が公布されたことに伴う改正であります。

改正の概要につきましては、法律の一部が改正されたことによる条項ずれに伴う改 正であります。

なお、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。 以上です。

- **〇委員長(戎屋昭彦君)** 説明が終わりました。本案に対する質疑はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- **〇委員長(戎屋昭彦君)** 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はご ざいませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(戎屋昭彦君) それでは、これより議案第102号を採決いたします。本案 について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇委員長(戎屋昭彦君) 全員異議なしと認めます。よって、議案第102号は原案の とおり可決されました。

次に、議案第88号平成29年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。執行部より、説明を求めます。中嶋市民課長。

○市民課長(中嶋一彦君) 議案第88号平成29年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) について御説明いたします。緑の背表紙、補正予算書をお願いいたします。こちらの88-1ページをごらんください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億7,290万1,000円を追加し、歳入歳 出予算の総額を、それぞれ44億7,837万円とするものでございます。

それでははじめに、歳出について御説明いたします。88-12、13ページをお開きください。

1 款総務費・1 項総務管理費・1 目一般管理費、説明欄 0 0 1 一般職員人件費を 5 1 3 万 9, 0 0 0 円追加するものでございます。

今回の補正は人事異動等に伴い、人件費の会計間の調整を行うものでございます。

続きまして、10款諸支出金・1項償還金及び還付加算金・3目償還金、説明欄001国庫等償還金において、過年度国県補助金等精算返還金を1,481万9,000円追加するものでございます。

これは、平成28年度分国庫補助金及び県費補助金の確定に伴う精算により、国及び県に対して返還するものでございます。

続きまして、11款予備費・1項・1目、説明欄001ともに予備費でございます。 これは、さきの9月定例会で認定いただきました決算による繰越金と、このたびの 補正による過年度国県補助金等精算返還金等を調整し、その残額を今後の医療費等の 支出に備えて、2億5,294万3,000円追加するものでございます。

次に、歳入につい御説明いたします。88-8ページ、9ページにお戻りください。 3款国庫支出金・2項国庫補助金・1目財政調整交付金において、特別調整交付金 を 32 万 4 、0 0 0 円減額するものでございます。

これは、国の費目変更により、当交付金から国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金に変更されたことによる減額補正でございます。

その下ですが、2目国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金を、85万1, 000円追加するものでございます。

これは、先ほど御説明した費目変更分及び標準事務処理システム構築に係る事業の補助率変更に伴う追加補正でございます。

続きまして、9款繰入金・1項・1目ともに一般会計繰入金、国民健康保険制度関係業務準備事業費繰入金を461万2,000円追加するものでございます。

これは、先ほど御説明した国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金追加に伴う 一般会計からの繰り入れの減、及び歳出で御説明した人事異動に伴う人件費の追加に 対し、一般会計から追加の繰り入れをするものでございます。

同じく、9款繰入金・2項基金繰入金・1目国民健康保険基金繰入金、7, 000万円の減額でございます。

これは、平成28年度決算の認定に伴い減額するものでございます。

続きまして、10款・1項・1目ともに繰越金、説明欄の前年度繰越金でございます。

平成28年度決算の認定に伴い、3億3,776万2,000円を追加補正し、今回の歳出予算に一部を充当、残りを予備費に充てるものでございます。

以上で説明を終わります。

- **〇委員長(戎屋昭彦君)** 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。 はい、三好委員。
- ○委員(三好睦子君) 88-9なんですが、特別調整交付金は地域的特殊事情による 給付の増減に対して出るものとかですが、32万4,000円のマイナスということ は給付が少なかったのか、また、市民が健康になったということなのか、それとも、 病気になっても医者に行けない、こういった……いろいろあると思いますが、原因は 何と思われますでしょうか、お尋ねします。

それともう1点、その下の国保準備金の85万1,000円の算定根拠と先ほど、 説明があったのですが、ちょっと、もう少し詳しく、41万2,000円の算定根拠 について、お尋ねいたします。

- ○委員長(戎屋昭彦君) 三好委員、今数字2つ、32万4,000円マイナスと 85万1,000円はわかるけど、41万っていうのは、どちらの数字を……。
- **〇委員(三好睦子君)** 済みません。85万1,000円の算定根拠、国保準備金なんですが、それと461万2,000円、済みません。
- 〇委員長(戎屋昭彦君) 中嶋市民課長。
- **〇市民課長(中嶋一彦君)** ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

まず、88-9ページの上のほう――番上の段でございますけれども、特別調整交付金のマイナスの要因という御質問だと思いますけれども、こちらのほう対象事業は、そもそも国保制度改正に伴う情報データ改修でございますけれども、このたび、国の費目変更がありました。費目変更によりまして、特別調整交付金からこちらの国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金に変更されたことが、減額の要因でございます。

続きまして、その下、一般会計繰入金のところなんですけれども、国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金の、こちらの――申しわけございません。ちょっと訂正させていただきます。そのすぐ下ですけれども、国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金85万1,000円、こちらの算定根拠という御質問だと思いますけれども、こちらの補助金の内訳ですけれども、一つは先ほど御説明しました費目変更による、国の費目変更による追加分32万4,000円でございます。もう一つは、国保標準事務処理システムの構築に係る事業分の補助金でございますが、これは当初、補助金

に上限額の設定がありました。しかしながら、このたび国側の変更によりまして、全額補助となったために上限額が撤廃されたために、その差額分5257,000円の追加によるものでございまして、それらの合計が8551,000円ということになりまして、こちらを追加しております。

それから、もう一つ一般会計繰入金のところで、国民健康保険制度関係業務準備事業費繰入金、こちらの算定根拠の御質問ですけれども、461万2,000円、上げております。この繰入金ですけれども、この内訳としましては、まず1つは人事異動に伴う繰り入れ513万9,000円の追加でございます。

それから、もう一つは先ほど御説明しましたけれども、国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金の全額補助による差額分の繰り入れを、52万7,000円減額するものでございまして、こちらの2つの差し引きをしますと、461万2,000円という金額になっておりますので、こちらのほうを上げさせていただいております。以上です。

○委員長(戎屋昭彦君) その他、質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○委員長(戎屋昭彦君) 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。はい、三好委員。
- ○委員(三好睦子君) 今回の補正なんですけど、国保の加入者の多くは、国保料の負担が軽くなることを痛切に願っています。28年度の基金では、2億5,000万ありました。その中から、今回の補正の中で7,000万円を一一予定では7,000万円の基金の取り崩しがありますが、今回の補正で予算に計上していながら、基金を取り崩さないという補正になっています。

昨年の繰越金を予備費に回していますが、この予備費は医療費が急にふえた、必要になったときのためだとか言われますが、共同事業交付金とか保険財政安定化基金、安定化の事業、また高額医療費共同事業などがあり、高額な医療費に対しては対応ができてると思います。

また、急な医療費の必要性についても、こういった面で対応ができていると思います。今回の補正について、全額とは言いませんが、この7,000万円のうちの6,000万円でもあれば、1世帯1万円の軽減はできるかと考えて、このような内容で29年度の、この補正予算に反対をいたします。

- ○委員長(戎屋昭彦君) その他、御意見ございませんか。はい、安冨委員。
- ○委員(安富法明君) 賛成の立場で意見を申し上げたいというふうに思うんですが、 今三好委員の反対意見なんですが、基金繰入金がまた戻してあるため、会計の中で国 保加入者に対する軽減措置がとられないというふうな意見でしたし、繰越金について は、この時期に9月決算で確定したものが戻ってきておるわけでして、額は3億 3,700万何がしかあるわけですが、やはり基本的には繰越金あたりを次年度の繰 越財源、次年度予算に対する繰越等の財源になっていくというふうに思いますので、 また新年度予算に向けて、十分な議論されたらいいのではないかというふうに思いま すし、今回は補正予算でございますので、私は賛成をしたいというふうに思います。
- **〇委員長(戎屋昭彦君)** それでは、本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇委員長(戎屋昭彦君) 挙手多数であります。よって、議案第88号は原案のとおり 可決されました。

次に、議案第90号平成29年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算(第1号) を議題といたします。執行部より、説明を求めます。岡田施設課長。

○施設課長(岡田健二君) それでは、議案第90号平成29年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算(第1号)の説明をいたします。

補正予算書の90-1ページをお開きください。

歳入歳出それぞれ99万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3,649万5,000円にするものでございます。

まず、歳出について御説明します。 90-10ページ、11ページをお開きください。 3歳出、1款環境衛生事業費・1項総務管理費・1目一般管理費の中の説明欄 001一般職員人件費を99万9,000円の減額補正でございます。

このたびの補正は、人事異動等に伴う人件費の調整を行ったものでございます。 次に歳入でございますが、90-8ページ、9ページをお開きください。2歳入、3款繰入金・1項他会計繰入金・1目一般会計繰入金 99万9, 000円の減でございます。

これは、歳出で説明いたしましたことにより減額となるためで、計2,477万7,000円でございます。

以上で、説明を終わります。

- ○委員長(戎屋昭彦君) 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- **〇委員長(戎屋昭彦君)** 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はご ざいませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(戎屋昭彦君) それでは、これより議案第90号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(戎屋昭彦君) 全員異議なしと認めます。よって、議案第90号は原案のと おり可決されました。

次に、議案第91号平成29年度美祢市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。執行部より、説明を求めます。岡田施設課長。

○施設課長(岡田健二君) それでは、議案第91号平成29年度美祢市農業集落排水 事業特別会計補正予算(第1号)の説明をいたします。

補正予算書の91-1ページをお開きください。

歳入歳出それぞれ47万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億639万2,000円とするものでございます。

歳出について御説明いたします。90-10ページ、11ページをお開きください。 済みません。91-10ページ、11ページをお開きください。

3歳出、1款農業集落排水事業費・1項農業集落排水事業費・1目一般管理費、説明欄001一般職員人件費を47万9,000円の減額補正でございます。

このたびの補正は、人事異動等に伴う人件費の調整を行ったものでございます。

次に、歳入でございますが、91-8ページ、9ページをお開きください。2歳入、3款繰入金・1項一般会計繰入金・1目一般会計繰入金47万9, 000円の減でございます。

これは、歳出で御説明いたしましたことにより減額となるためで、計1億5,

849万3,000円となるものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長(戎屋昭彦君) 説明が終わりました。本案に対する、質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇委員長(戎屋昭彦君) 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する、御意見は ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(戎屋昭彦君) それでは、これより議案第91号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(戎屋昭彦君) 全員異議なしと認めます。よって、議案第91号は原案のと おり可決されました。

次に、議案第92号平成29年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算(第3号) を議題といたします。執行部より、説明を求めます。河村高齢福祉課長。

〇高齢福祉課長(河村充展君) それでは、議案第92号平成29年度美祢市介護保険 事業特別会計補正予算(第3号)について御説明いたします。

補正予算書については、92-1ページからになります。

このたびの補正は、人事異動等に伴う人件費の会計間の調整を行うものであり、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ509万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ35億499万2,000円とするものでございます。

92-10ページ、11ページをお開きください。

歳出について御説明いたします。

1款総務費・1項総務管理費・1目一般管理費において、68万9,000円を減額、続いて、3款地域支援事業費・3項包括的支援事業・任意事業費・1目介護予防支援事業費において437万9,000円を減額、同じく2目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費において、7,000円を減額しております。

財源につきましては、前のページ92-8、9ページとなりますが、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費において、国庫補助金を15,000円、県補助金を8,000円、保険料を8,000円、それぞれ減額しておるところでございます。 残りの部分が一般会計からの繰入金を減額しております。

なお、歳出の7款予備費につきましては、事業間の財源調整によるものとなっております。

説明については、以上です。

- ○委員長(戎屋昭彦君) 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○委員長(戎屋昭彦君) 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇委員長(戎屋昭彦君) それでは、これより議案第92号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(戎屋昭彦君) 全員異議なしと認めます。よって、議案第92号は原案のと おり可決されました。

次に、議案第93号平成29年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。執行部より、説明を求めます。中嶋市民課長。

〇市民課長(中嶋一彦君) 議案第93号平成29年度美祢市後期高齢者医療事業特別 会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

補正予算書の93-1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ199万7,000円を追加し、歳入歳出予算の 総額をそれぞれ4億7,411万4,000円とするものでございます。

はじめに、歳出について御説明いたします。 93-10、11ページをお開きください。

3款諸支出金・1項償還金及び還付加算金・1目保険料還付金、説明欄001保険料還付金を、144万2,000円追加するものでございます。

これは、平成28年度以前の死亡や転出などの、被保険者の資格異動及び所得変更 等に伴う過年度分の過納還付金でございます。

続きまして、4款・1項・1目、ともに予備費でございます。

これは、さきの9月定例会で認定をいただきました決算による繰越金と、このたびの補正による保険料還付金を調整し、その残額を55万5,000円追加するものでございます。

次に歳入の御説明をいたします。93-8、9ページにお戻りください。

4款・1項・1目ともに繰越金、説明欄の前年度繰越金を199万7,000円追

加するものでございます。

これは、認定をいただきました平成28年度決算額の確定により、199万7,000円を追加補正し、先ほど御説明した歳出に充当するものでございます。 以上で説明を終わります。

- ○委員長(戎屋昭彦君) 説明が終わりました。本案に対する、質疑はございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- **〇委員長(戎屋昭彦君)** 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はご ざいませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(戎屋昭彦君) それでは、これより、議案第93号を採決いたします。本案 について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇委員長(戎屋昭彦君) 全員異議なしと認めます。よって、議案第93号は、原案の とおり可決されました。

次に、議案第94号平成29年度美祢市水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。執行部より、説明を求めます。三戸上下水道局次長。

〇上下水道局次長(三戸昌子君) 議案第94号平成29年度美祢市水道事業会計補正 予算(第1号)の御説明をいたします。黒い背表紙の補正予算書を御用意ください。

このたびの補正は、人事異動による人件費の補正と事業の財源の補正が主なもので ございます。

3ページ、4ページをお開きください。美祢市水道事業会計予算の実施計画書でございます。

下の支出の表をごらんください。まず、支出のほうから先に御説明をいたします。 このたびは、全て人事異動による人件費の補正でありまして、給料、手当、法定福利 費等を補正しております。

表の一番上をご覧ください。水道事業費全体では、既決予定額が7億3,258万6,000円でありましたが、人事異動による補正額が減額632万1,000円であります。この結果、水道事業費合計は7億2,626万5,000円になるものでございます。

5ページをお開きください。資本的収入及び支出の表をごらんください。

まず、収入でございます。資本的収入の既決予定額5億7,074万4,000円に3,117万2,000円を追加し、合計を6億191万6,000円にするものでございます。

内訳は、第1項企業債は460万円追加するものでございます。前年より繰り越しをしておりました祖父ケ瀬浄水場更新の基本設計事業の財源を補正するものでございます。これにより、補正予算(第4号)企業債の借入限度額も460万円追加補正しております。

次に、第2項負担金及び寄附金でございます。第2目他会計負担金では、地方公営企業法第17条の2により消火栓にかかる費用を繰り入れしていただいているものでございますが、年度中の更新予定個数が増加したことから、負担金242万7,000円を追加するものでございます。

次に、第4項の国庫補助金の増額であります。近年、国庫補助事業では補助率が満額に満たないため消極的予算を組んでおりましたけれども、本年度は満額補助の内示がありましたので――満額となりましたので2,414万5,000円を追加するものでございます。

次に支出の表をごらんください。建設改良費のうち、人事異動による人件費を 90万円追加いたしまして、資本的収入の合計を既決予定額——番上の行でござい ます——8億4,737万8,000円に90万円を追加いたしまして、8億 4,827万8,000とするものでございます。

では、4ページにお戻りください。収益的収入の補正に戻ります。収益的収入の収入の補正でございます。失礼いたしました。営業外収益の補正でございますが、消費税の還付金を195万円減額しております。収益的収入の計を768, 522 5, 000 円にしております。

これは、今、御説明いたしましたところでございますが、資本的収入、国庫補助金が補助率満額付いたため、事業にかかる借受消費税がふえましたので、消費税の還付金が減ったことによる減額でございます。

では、1ページにお戻りくださいませ。

補填財源の説明をいたします。

第3条の資本的収入及び支出でございます。予算第4条本文の括弧書き補填財源の 補正でございます。 資本的収入が資本的支出に不足する額、2億7,663万4,000円を2億4,636万2,000円に改め、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,225万1,000円を4,031万6,000円に、過年度分損益勘定留保資金2,966万6,000円を8,867万2,000円に改め、当年度分損益勘定留保資金2億471万7,000円を1億1,737万4,000円に改めるものでございます。

次に、次ページ2ページをごらんください。

第4条の企業債を先ほどの補正により、企業債の限度額を改めるものでございます。 また、第5条で議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費 の金額も改めております。

最後に、資料第1号をごらんください。2ページでございます。下から3行目でございます。この補正によりまして、当年度純利益でございますが、当年度中の利益はこの補正により、1,816万9,000円になるものでございます説明は以上でございます。

- ○委員長(戎屋昭彦君) 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。 はい、竹岡委員。
- ○委員(竹岡昌治君) 細かいことをお聞きするんですが、補填財源については、確かに文書では説明がありましたよね。補填財源の表は、あえて外されたんですか。計算書。補填財源計算書。どっかにあるかいね。済みません、ちょっとお尋ねしたいと思います。
- **〇委員長(戎屋昭彦君**) 三戸上下水道局次長。
- 〇上下水道局次長(三戸昌子君) 竹岡委員の御質問のお答えいたします。

補填財源の表は、本来ならば、補正予算書の資料のほうに付いているものでございますけれども、このたびは付けておりませんので、のちほど追加の資料としてお配りいたします。失礼いたしました。

○委員長(戎屋昭彦君) その他、質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(戎屋昭彦君) 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(戎屋昭彦君) それでは、これより議案第94号を採決いたします。本案 について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇委員長(戎屋昭彦君) 全員異議なしと認めます。よって、議案第94号は原案のと おり可決されました。

次に、議案第95号平成29年度美祢市公共下水道事業会計補正予算(第1号)を 議題といたします。執行部より、説明を求めます。三戸上下水道局次長。

〇上下水道局次長(三戸昌子君) 議案第95号平成29年度美祢市公共下水道事業会 計補正予算(第1号)の御説明をいたしますので、黄色い背表紙の補正予算書を御用意 ください。このたびの補正は、収入の補正でございます。

3ページ、4ページをお開きください。予算実施計画書で御説明をいたします。

上のほうは収益的収入及び支出の表でございます。下水道事業収益の既決予定額、収入では既決予定額6億1,803万5,000円から1,512万3,000円を減額いたしまして、計を6億291万2,000円に改めるものでございます。

内訳は、第1項営業収益では、他会計負担金の補正でございます。これは、雨水ポンプ場の維持管理費を計上したものでございまして、一般会計の負担金を追加したものでございます。

第2項営業外収益では、他会計補助金を1,523万1,000円減額するもので ございます。一般会計からの繰入金の算定方法について、総務省から通知がございま して、通知どおりに改めたことから生じた減額でございます。

そのほかには、のちほど説明いたしますけれども、事業費の変更による消費税還付金の増額59万2,000円を追加をしております。

次に下の表、資本的収入及び支出の表をごらんください。

資本的収入の既決予定額3億8,302万3,000円から1,979万5,000円を減額しまして、計を3億6,322万8,000円にするものでございます。

内訳は、第1項企業債は1,180万円減額するものであります。これは、美祢市 浄化センターの改築更新事業に充てる起債額の減額でございます。起債同意額が減額 されたことによる減額でございます。

第2項補助金の国庫補助金では、下村地区工事に対しまして、内示額がほとんどつ

きませんでしたので799万5,000円を減額するものでございます。

では、1ページに戻られて、第3条をごらんください。

資本的収入及び支出でございます。資本的収入の補正により補填財源を補正をしております。予算第4条本文括弧書き中資本的収入額が、資本的支出額に対して不足する額は1億3,137万5,000円を1億5,117万円に改め、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額738万8,000円を798万円に、過年度分損益勘定留保資金8,463万7,000円を9,030万1,000円に改め、当年度分損益勘定留保資金3,935万円を、5,288万9,000円に改めたものでございます。

次に、次のページの第4条の企業債をごらんください。起債の限度額の 7,140万円を5,960万円に改めたものでございます。

他会計第5条でございますが、他会計からの補助金を改めております。

では、補正予算第1号資料を御用意ください。2ページをお開きください。

予定損益計算書の当年度の純利益を御説明いたします。下から3行目でございます。 この補正により、税引き後の当年度純利益は933万1,000円になるものでございます。

説明は以上でございます。

- ○委員長(戎屋昭彦君) 説明が終わりました。本案に対する、質疑はございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○委員長(戎屋昭彦君) 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇委員長(戎屋昭彦君) それでは、これより議案第95号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇委員長(戎屋昭彦君) 全員異議なしと認めます。よって、議案第95号は原案のと おり可決されました。

次に、議案第104号美祢市地域活動支援センターの指定管理者の指定についてを 議題といたします。執行部より、説明を求めます。内藤地域福祉課長。

〇地域福祉課長(内藤賢治君) 議案第104号でございます。議案書は104-

1ページ、資料は15ページでございます。

議案第104号は、美祢市地域活動支援センターの指定管理者の指定についてであります。

これは、現在、「美祢市地域活動支援センターひので」の指定管理者として、社会福祉法人美祢市社会福祉協議会を指定しておりますが、平成30年3月31日をもって指定期間が満了となりますので、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間、社会福祉法人美祢市社会福祉協議会を指定管理者として再指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。

- ○委員長(戎屋昭彦君) 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- **〇委員長(戎屋昭彦君)** 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はご ざいませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇委員長(戎屋昭彦君) それでは、これより議案第104号を採決いたします。本案 について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(戎屋昭彦君) 全員異議なしと認めます。よって、議案第104号は原案の とおり可決されました。

以上をもちまして、本会議で本委員会に付託されました議案15件につきましての 審査を終了いたします。

その他、所管事項につきまして、委員の皆さんから何かございましたら御発言をお 願いいたします。はい、三好委員。

- ○委員(三好睦子君) 97号に関連してですが、先ほども言いましたが、育児休業の給付金について、この件について雇用保険者が支払う者であって――私の思い違いでおりました。この件については置きますが。今回のこの条例改正につきまして、今回の改正で事業主の努力義務というのが2つつくられております。
 - 一つは事業主が労働者や、その他の配偶者が妊娠、出産したことなどを知った場合 に、個別に育児休業などに関する制度、育児休業中、休業後の対応や労働条件などを

知らせるっていう点が1点と。

2点目として、未就学児を育てながら働く人が子育てをしやすいよう育児に関する 目的で、利用できる休暇制度を設けるとありますが、これらについては、どのように お考えなのでしょうか、お尋ねいたします。

- 〇委員長(戎屋昭彦君) 佐々木総務課長。
- ○総務課長(佐々木昭治君) 三好委員の御質問にお答えいたします。

まず、努力義務とされました1点目、事業主が個別に育児休業中、休業後の待遇や 労働条件について知らせるように努力するということですが、これにつきましては、 既にもう実施しておりますので――もう、実施しております。

続きまして2点目、未就学児を育てながら働く人が子育てしやすいよう育児に関する目的で利用できる休暇制度を設けるということですが、既にこの看護休暇や部分休養、育児短時間休業等の制度が、もう既にございまして、まずは、それを取得しやすい環境づくりに努めたいと考えております。また、そのうえで、必要であれば休暇について、改めて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

- 〇委員長(戎屋昭彦君) はい、三好委員。
- **〇委員(三好睦子君)** お尋ねいたします。ありがとうございました。 (発言する者あり)
- 〇委員長(戎屋昭彦君) 安冨委員。
- ○委員(安富法明君) 所管の委員会ですから、そりゃ、関係することについて お聞きをされるのは構わないと思うんでが、それなりに議案書いただいて、説明をい ただきながら質疑をしてるわけですから、やはりその中で、皆さん一つのルールをつ くってやってるわけですから、私はそうしていただきたいというふうに思います。
- ○委員長(戎屋昭彦君) わかりました。三好委員。
- ○委員(三好睦子君) それについても、お尋ねしようと思いましたら、ちょっと趣旨が違うとか言われましたので、その他で申し上げようと思いました。続きもですが、保育所の設置……(発言する者あり)
- ○委員長(戎屋昭彦君) 三好委員、今安冨委員からお話が出たからという意味じゃございませんけど、質問につきまして、それぞれ個々のいろいろな議案の中でできなかったから、その他の所管でということでお話をされてると思いますけども、今申しま

したように、個別につきましては、私今安富委員がおっしゃられましたように、やは り一般質問で、その辺りの改善、対策を、しっかり討議していただけたらというふう に思っておりますけど。

- ○委員(三好睦子君) はい、わかりました。数点、まだありますけれど、済みません。 今回丸和の跡地……。(発言する者あり)
- ○委員長(戎屋昭彦君) 今申しましたように……。
- ○委員(三好睦子君) ちょっと要件が違いますが、丸和の跡地と市政10周年記念と、それから美祢高の跡地について、丸和については、私たち議会からも意見聞かれ、市の若い職員さんたちからも意見聞かれたということですが、その後の報告がないと。それから、市政10周年に向けてのイベントを募集をされましたが、どのような内容があったのか、どのようにしていくかという報告もないと。

それから、美祢高跡地の利用についても、先般、どうするかという意見を聞かれましたが、それについての報告というか、まとめがないが、どうなっているのでしょうか、お尋ねいたします。

- ○委員長(戎屋昭彦君) ちょっと、三好委員、今、私先ほど今申しましたように、そのあたり、確かに、今まで本会議、一般質問等で個々の議員の方が質問されて、回答、その他が出た場合もあるし、いろんな――ただ今の件につきましては、確かに、総務民生委員会の所管だと思いますけれも、その辺りにつきましても、やはり先ほど申しましたように一般質問なり、別の機会で、ここの委員会というのは、あくまでも今回の議案の中での関連質問ということでしていただけたらと思いますので、その辺りお考え、御了承していただきたいと思います。
- ○委員(三好睦子君) 関連質問ですが、保育所の設備については言ってもいいですか。
- **○委員長**(戎屋昭彦君) 関連質問……では、どうぞ、三好委員。
- **〇委員(三好睦子君)** 101号の議案なんですが、保育所が統合されます。それについて、それはいいんですが……この……。
- ○委員長(戎屋昭彦君) ちょっと――済みません。今101号、保育所って言われました。これ101号は児童クラブの設置でございますけど――ちょっと。済みません。 先ほど、議案もう一件、その他が質疑が終わったというふうに思っておりますけど。
- **〇委員(三好睦子君)** 質疑じゃないんですけど。保育時間と給食について、どうなってるかお尋ねしたいです。美祢市の保育所の設置及び管理に関する条例の件ですが、

各保育時間と給食について、どうなってるのか。参考資料の9ページにありますけど。 これらの各保育所についての保育時間と給食についてお尋ねいたします。

- ○委員長(戎屋昭彦君) 執行部のほう、ちょっとこれ、今の質問につきまして、保育時間といろんな等々、以前も三好議員のほうから、本会議で質問あったの、私覚えてますけど、その辺り三好委員、ここじゃなくて個別で、例えば何時にどうなってるか、給食どうなってるかっていうのが、今、執行部のほうも、ちょっと時間かかるようでございましたら、ここで打ち切りたいと思いますけど、よろしゅうございますか。
- ○委員(三好睦子君) そしたら、保育時間と給食については置きますが、綾木の場合、保育士が不足しておるということで、時間が1時間ぐらい、ちょっと皆さんほかの美祢市の保育所と時間が違うように思いますが、そこを確認したかったのですが、多分今でも違うと思いますけど、桂花保育園になると、ゆとりと言ったら失礼ですが、保育士さんが綾木のほうに――保育士さんの配置について考えていただけるかどうか、お尋ねいたします。
- 〇委員長(戎屋昭彦君) 内藤地域福祉課長。
- ○地域福祉課長(内藤賢治君) ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。 今全体的に、保育士が足らない現状で、2つの保育園が1つに合併したとしても、 園児は減らなくて一緒になるわけでございます。で、その園が、また大きくなる。そ こに保育士が必要になる。

また新たに、今、子どもの出産予定の方が新たに3名いらっしゃいます。育休に入る可能性もありますので、その辺も含めますと、現在、保育士がまだ不足している状態で、綾木のほうまで回せる余裕は、今のところは、現状ございません。 以上です。

○委員長(戎屋昭彦君) 無いようでございましたら、本委員会は、ここで閉会いたします。御審査・御協力、誠にありがとうございました。お疲れでございました 午前12時05分開会 上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年12月1日

総務民生委員長